

## 第9回産業分類検討チーム 議事概要

1 日時：令和4年7月1日（金）10:00～12:13

2 場所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】 河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】 内閣府、金融庁、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】 日本銀行

【事務局】 総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、目副統計審査官ほか

4 議題

(1) 「大分類G—情報通信業」について

(2) 「細分類 レッカー事業」の新設について

(3) 大分類L、M、P及びRの案件（調整中だったもの）について

(4) 第4回、第7回及び第8回の検討チームにおける御意見への対応について

(5) その他

5 議事概要

(1) 議題1 「大分類G—情報通信業」について

資料1-1及び1-2に基づき、「大分類G—情報通信業」を担当する総務省及び経済産業省が改定案をそれぞれ説明した。その後、質疑応答が行われ、改定案はおおむね了承された。

ただし、細分類「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」については、説明文の修正を行い、次回以降に報告することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

○ クラウド（「ICT 基盤共用サービス業（IaaS, PaaS）」）は「3719 その他の固定電気通信業」とされているが、「40 インターネット附随サービス業」に分類されるとのイメージを持っていた。両方にまたがる事業者もいると思うが、事業者としては自分がどちらに位置付けられるのかが判断できるものなのか。

← 生産物分類の検討において、「クラウドコンピューティングサービス」は、「ICT 機器・設備共有サービス」と「ICT アプリケーション共用サービス」の2つに分けることになった。

今回、「37 通信業」に分類される「ICT 基盤共用サービス業」は、「ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージなどの機器・設備を他の利用者との共用で提供するサービス」のうち、「システム・アプリケーションの構築等の基盤となる機能を提供するサービス」として分類できると整理している。また、「40 インターネット附随サービス業」に分類される「ICT アプリケーション共用サービス業」は、先ほど述べた機器・設備を他の利用者との共同で提供するサービスのうち、「事業用のアプリケーションを提供するサービス」として分類できると整理している。

生産物分類の検討の際、各種事業者からもヒアリングを行った上でこのように分類できるという結論に至ったと理解しており、一般ユーザーには馴染みがないサービスなのかもしれないが、その点は事業者には十分認識されていると考えている。

○ 生産物分類の検討の際に、2つに分けることが適切に検討されたということなので了解した。

○ SaaSが「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」に記載されており、その分類項目には、「主としてインターネットを通じて、音楽、映像等を配信する事業所」と説明されている。音

楽配信事業と SaaS 事業を同じ事業と考えてよいのか。また、この説明文で問題がないのかを確認したい。

← 担当課に確認したところ、現在、ASP と SaaS はほぼ同義語として使用されているとのことである。

現行の例示は ASP だけの表記になっているが、今回、「ASP 事業と SaaS 事業」の 2 つを記載する改定案を提出している。

- ASP は「アプリケーション・サービス・プロバイダ」だが、これがコンテンツ・プロバイダの分類項目に位置付けられているのは不思議な感じがする。コンテンツ・プロバイダだから音楽、映像を配信する事業という説明文になっているが、音楽、映像を配信する事業は、ASP 事業なのか、あるいは SaaS 事業の一環なのか。

← 生産物分類の検討の際に「ICT アプリケーション共用サービス業 (ASP 事業、SaaS 事業)」は「ソフトウェアの配信」であるとされた。それに加えて今回の改定案では、「コンテンツ配信プラットフォームサービス (放送に該当しないもの)」の例示も用意している。このため、ASP には音楽や映像のコンテンツは入らない。そのような観点から SaaS と ASP とは同様のものとして整理した。

- 生産物分類では、「音楽や映像の配信」、「SaaS や ASP」の両者は完全に別のものとして整理していた。複数の生産物が一つの産業分類から産出されるということはあるが、その場合は両生産物が同じ生産技術又は類似の生産技術の下で生産されるものである必要がある。このような考え方から両生産物を一つの産業分類に統合したということか。

← ご認識のとおりである。

- SaaS は、音楽や映像の配信は全く違うアクティビティーのようにも見えるが、サーバーから配信されるという意味では、技術的には同じだと考えるということか。

← SaaS、IaaS、PaaS を分けることのほか、コンテンツとソフトウェアの配信を切り分けることが大事であると考えている。

- 改定案の説明文は音楽や映像配信のみの記述になっているが、それで良いのか。

← 説明の文章については、総務省 (情報流通行政局) と相談して ASP や SaaS も読めるような文章に修正させてほしい。

← それについては総務省 (情報流通行政局) も異論はない。

- 「4131 新聞業」において「新聞の発行 (オンラインによる配信を含む。)」とあるが、「配信」というとニュースを配信する、または動画やコンテンツを配信するという印象がある。新聞を発行するという行為をオンラインで行う場合、「新聞を配信する」という言葉で記述することが適当なのかを確認したい。コンテンツの配信やニュースの配信と新聞の発行とは違うレベルと思う。

← 生産物分類の検討における議論を踏まえて作成した文章であるが、「オンライン配信」という言葉だと音楽やソフトウェアと同義に解されるおそれがあるので、「インターネットによる発行を含む。」などのニュアンスを入れて分かりやすく修正することを検討したい。

- 「配信」というレベルと「発行」というレベルが同じかどうか分からなかったので、分かるようにしてほしい。

← 「電子版」という言葉もあるので、それも考慮しつつ、誤解が生じないように分かりやすい言葉に修正させていただきたい。

← 今回の情報通信業の改定については、「業」の境界線が分かり難く、難しい部分が多い。電気通信業に付随する「業」の個別の問題やクラウド関係の課題を説明する際、それらを専門にしている個別事業者の名前を明示することは難しいと思うが、宿題とされた事項を説明する場合には、境界線の問題が明らかになるように、具体的例示や口頭による補足を加えることなどによりイメージが湧くような分かりやすい説明をお願いしたい。

- 改定案については、おおむね承認していただいたが、「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の説明文は再度検討し、修正した上で次回以降に報告していただくこととする。

(2) 議題2 「細分類 レッカー事業」の新設について

資料2-1～資料2-4に基づき、国土交通省が「細分類 レッカー業」を新設する改定案を説明した。その後質疑応答が行われ、改定案はおおむね了承された。

ただし、例示の追加の要否などを検討した上で次回報告することとされた。

主な質疑応答は以下のとおり。

- レッカー事業は、現在、どこに分類されているのか。
  - ← 中分類「929 他に分類されない事業サービス業」の細分類「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の例示として記載されている。
- 事業者数を兼業と専業で比べると兼業の方が多いが、一事業者当たりの事業所数は兼業と専業を分けておらず、その平均値を用いると「1.9」が大き過ぎるのかもしれない。仮にそうであれば、事業所数のデータがおかしいのではないかと疑問を持たれるのではないかと懸念される。
  - ← 一事業者当たりの事業所数の平均値である「1.9」を用いて、レッカー事業を専業としている事業所数を試算したものである。今、「1.9」が大き過ぎるかどうかの判断はできないが、主業がレッカー業であるとして扱える兼業者を含めると事業者数はさらに増えると考えている。
- 専業別、兼業別に事業者を調査していれば良かったということだと思う。
- 今回、ラフな推計になっているが、試算の中には過大になっているものと過小になっているものとの両方含まれているかもしれない。
- 新規立項の際の量的基準の問題を指摘したい。資料2-1の2ページには試算された事業所数と上位分類の事業所数を比較した説明があり、案①は量的基準の10パーセントを上回っているが、案②及び案③はいずれも10パーセントを下回っているため、案①にするとされている。しかし、このような適用を判断基準とすること自体が問題であると考えている。
  - 例えば、案①が10パーセントを下回っていて、案②が10パーセントを上回っていた場合、理論的には案①が望ましいが、案②が10パーセントを上回っているため案②で新規立項したいという提案であれば、元々の上位分類の規模が小さいところほど新たな分類項目を立てやすいことになる。
  - 「上位分類の10パーセント以上」という基準の充足を優先して立項する分類項目の箇所を決めることになれば、それは本来の趣旨から外れるのではないだろうか。これまで、「上位分類の10パーセント」という量的基準を適用してきたことにより、現状の分類はいわゆる「旧密・新粗」になっている。以前は生産額が大きかったが、衰退した部門では、生産額が極めて小さい部門が残っている一方、新しく成長した部門では、上位項目の生産額が大きいため、その下位に新しい項目を立て難いことにつながっている。つまり、理論的な観点ではなく量的基準の適用を優先することは本末転倒ではないか。
  - 案①にすることについて異論はないが、量的基準自体を考え直した方が良いのではないかと思う。
- 資料2-1の5ページでは、細分類の項目名が「レッカー・ロードサービス業」とされているが、「ロードサービス業」の範囲がどこまでを指すのかが分からない。緊急時のロードサービスの例として、バッテリー上がり、パンクなどが説明として記述されているが、緊急時以外のロードサービスがあるのだろうか。また、駐車監視員の業務はロードサービスに含まれるのだろうか、その「境（さかい）」はどこなのかを教えてください。
  - ← ロードサービスの「境（さかい）」は事務局とも確認した上で回答したい。ただし、駐車監視員の業務はその内容を踏まえると今回のロードサービスとは違うと思われる。
- 今の意見を踏まえると、○例示や×例示が追加される可能性があるかもしれないと考える。次回、修正がないのであればその旨を、修正があれば修正したものを報告してほしい。
  - ← そのように対応したい。
  - ← これまでに出された意見を整理し、回答したい。
- 「レッカー事業」や「ロードサービス」は、生産物分類ではどのようなになっているのか。現時点の生産

物分類には該当がないということか。生産物分類のどこかに位置付けがあれば、新しく立てる「レッカー事業」の立項場所が違っていると不整合かと思うし、そこがどうなっているのかと思った。

← 生産物分類では、「ロードサービス」という分類項目が「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」における2つの小分類「891 自動車整備業」と「929 他に分類されない事業サービス業」に対応する分類として設定されている。その内容としては、パンクの修理、燃料の補給などとされている。したがって、「ロードサービス」が産業分類の「大分類H－運輸業、郵便業」に立項されることになれば、生産物分類において対応する産業分類の見直しを検討したい。

○ 「レッカーサービス」は生産物分類の検討の際に含まれていなかったため、生産物分類の今後の見直しの時に「レッカーサービス」を加える必要があるのではないか。

← 生産物分類の「ロードサービス」の定義において「自動車のけん引サービスは、本分類に含まれる。」と記載されている。このため、「レッカー」という用語を使って生産物分類を設定することは検討させていただきたい。

○ 量的基準の推計方法に関する意見が出されたが、「レッカー事業」の新規立項には問題がないので、おおむね了解していただいたと考える。ただし、いくつか検討すべき事項もあるので、文言については、次回、修正するかしないかを含めて報告していただきたい。

### (3) 議題3 大分類L、M、P及びRの案件（調整中だったもの）について

これまで関係省庁間において調整しており、検討チームにおける検討が行われなかった大分類L、M、P及びRの案件のうち、調整が整った①「大分類L－学術研究、専門・技術サービス業」の「中分類72 専門サービス業（他に分類されないもの）」、②「大分類M－宿泊業、飲食サービス業」の「中分類75 宿泊業」及び③「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」の「中分類92 その他の事業サービス業」について、資料3－1～3－3に基づき、担当する総務省（統計局）、厚生労働省及び国土交通省（観光庁）が改定案をそれぞれ説明した。その後、質疑応答が行われ、おおむね改定案は了承された。

ただし、「7599 他に分類されない宿泊業」及び「コンベンション（国際会議等）の企画・運営業」については、本日出された意見を踏まえてさらに検討を行い、次回以降に報告することとされた。

主な質疑応答は以下のとおり。

《「7599 他に分類されない宿泊業」について》

○ 海外からの研修生を受け入れ、寄宿舎のような施設に一定期間宿泊させて研修を行ってから仕事をさせる場合、また、宿泊できる研修施設に入居させて研修を受けさせる場合などはどの分類項目になるのかを確認したい。

← 「下宿業」に含まれるのではないかと考えるが、手元に資料がないので確認した上で次回に回答させていただきたい。もし事務局から補足していただければ願います。

← 「大分類M－宿泊業、飲食サービス業」に細分類「7591 会社・団体の宿泊所」があり、「短期間、会社や団体の所属員が特定の対象のみに宿泊等を提供する事業所」と定義されており、研修施設に宿泊させる場合にはこちらに分類されると考える。また、外国人労働者を宿泊させる場合には仕組みによって違ってくるが、内容によっては「7591」に該当することもある。

○ 寄宿舎だと「7599 他に分類されない宿泊業」になり、研修施設であれば「7591 会社・団体の宿泊所」になるという理解でよいか。

← そのとおりである。

← 研修施設については、「大分類O－教育、学習支援業」の小分類「822 職業・教育支援施設」において、企業や事業所が職員の教育・研修を行う「8221 職員教育施設・支援業」という分類がある。これも確認した上で改めて回答したい。

- ← 外国人向けの研修については、職員向けの研修よりも様々な要素が入る余地があり、事務局の説明は職員に対する研修の内容であったが、必ずしもそれに当てはまらないものもあると思うので、整理することは難しい可能性があることをご理解いただきたい。
- SNA の考え方からすると、独身寮・学生寮と社宅とは違っており、家族向け社宅は住宅賃貸料であるし、独身寮や学生寮は中間消費等であることから、それらを分けて考えるべきではないか。
- 学生寮は分けて、○例示、×例示に追加して入れるということか。
- 法人の社宅を「その他の宿泊業」とするのはおかしいのではないか。
  - ← ご指摘を踏まえ、事務局内で整理を行った上で対応させていただきたい。
  - 《「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」について》
- 「コンベンション」を新規立項してはどうか。市場規模を把握するのであれば新たに項目を立てても良いのではないか。
  - ← 新規立項のご意見はありがたいが、実態として事業者数や従業員数などの量的基準を満たしていないという問題があるため、内容例示としての記載を提案させていただいている。(国土交通省(観光庁))
- 「コンベンション」については、「合わせ技一本」により位置付けることも考えられる。イベントを開催するもの(例えば、イベント開催業など)と「コンベンション」を行うものとの「合わせ技」で立項はできないか。一つ一つの規模は小さいが政策的には重要だから、「合わせ技」のような方法で寄せ合わせ、ある程度の規模にして新たに部門として立てることはできないか。そうすると基準はクリアできて、なおかつ大体の規模が統計的に分かる。それは政策的には有効ではないだろうか。会社の施設がMICEのいずれかに該当するかは分からないが、それらの規模の推計を行っているものの不明確なので、統計により把握できるのであれば、「合わせ技」で立項できないかと思っている。
  - ← 事務局と相談の上、検討したい。
- 一度立項すれば、多少概念が広くても推計の上限値が分かるので、かなり正確な数字を把握できることになる。先ほどの提案は、有効な方法として検討する価値があるのではないか。
  - ← コンベンションについても、専門的にコンベンションを行っている事業者だけでなく、広範な事業の一環としてコンベンションを行っている事業者もあると思う。このため、それらをもう少し総合的に勘案し、分類項目として確立できるのであれば、関係省庁との相談や調整を行った上で提案させていただくことになると考えている。
- 寄宿舎の問題は、いろいろな分類項目にまたがっているようなので、もう少し整理をした上で回答してほしい。また、コンベンションについては、今回は○例示の追加という改定案であったが、他の分類と合わせて一つの部門として立てることができないかという提案があった。いずれも検討を行っていただいて、次回以降報告してほしい。

#### (4) 議題4 第4回、第7回及び第8回の検討チームにおけるご意見への対応について

第4回、第7回及び第8回の検討チームにおいて再検討の要請を受けた①「一般原則の事業所の定義」、②中分類「10 飲料・たばこ・飼料製造業」、③中分類「82 その他の教育、学習支援業」、④小分類「835 施術業」、⑤中分類「92 その他の事業サービス業」、⑥中分類「93 政治・経済・文化団体」に関する6つの改定案について、資料4-1～4-8に基づき、担当する事務局、総務省(統計局)、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省がそれぞれ説明した。その後に質疑応答が行われ、修正案はおおむね了承された。

ただし、小分類「824 教養・技能教授業」の細分類「8243 生花・茶道教授業」及び「8244 そろばん教授業」は現段階では残すが、将来的には小分類 824 のあり方を検討をしていただきたいという内容を文章に残すということとされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

《小分類「835 施術業」について》

- 改定案における理由として、「療術業」は「あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師」が行う「施術業」とは違うので、それらの混同を避けるために「8352」は「療術業」にするという説明であったが、小分類「835」が「施術業」で細分類の「8352」が療術業なのだから、「施術業」の一種が「療術業」であるとみられてしまうのではないか。

これは名称の問題であり、記入者や使用者に対して混乱することがないのであれば今回の改定案でも構わないが、「療術業」と「施術業」は違うものであるということと矛盾し、問題ではないか。

← ご発言は、「施術業」が小分類の項目名であり、その下の細分類の項目名が「療術業」となっているため、「療術業」が「施術業」の一部であると誤解されるのではないかという趣旨と認識している。細分類の「あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師」の説明文において国家資格を持っている者を明記していること、かつ、細分類で両者が明確に分かれていることにより誤解は生じないのではないかと考えている。

- 「療術業」は、「施術業」ではないということではないのか。「療術業」は「施術業」ではないことが明確ではなく、曖昧だったり、あるいは一括りできるならば、これでも良いと思う。

← 古い文書の中にも、「療術業」の方々が行っている「術」のことを「施術」と言っていることもあり、曖昧な部分はある。他方、国家資格の有無は大きな違いであり、有資格者にしてみれば、無資格者が行う内容と自分たちが行う内容が同一視されることは気持ちの上で整理が付かないと考えるようなので、明確に分けさせてほしい。

- 記入者に対して混乱を招かないのであれば、改定案のとおりとしたい。

《中分類「82 その他の教育、学習支援業」について》

- 「生花・茶道教授業」、「そろばん教授業」が政策的に重要であることは理解できたが、それらを産業分類により把握することは問題ではないか。これは前出のMICEとも似たような話で、政策的に重要であり、詳細に把握したいニーズがあることは理解できるが、あらゆるものを産業分類で把握する必要があるのだろうか。生産物分類の設定前には産業分類によりあらゆるものを把握せざるを得ない状況であったが、現在では生産物分類が設定されており、産業分類で区分しなくとも生産物分類で区分すれば把握できるのではないか。

量的基準でいえば、「8243 生花・茶道教授業」の事業規模は上位分類の1パーセントに満たず、金額的には80億円程度である。平成28年経済センサス活動調査において80億円程度の分野を一つの産業部門として残すのはいかがなものか。政策的に必要となる細かな分け方は生産物分類により行う方が良いのではないか。明らかにアクティビティーが違うのであれば別だが、同じような活動であれば生産物分類により把握する方が良いと思う。

ただし、「生花・茶道教授業」、「そろばん教授業」は、生産物分類の検討の際、生産物分類においても「他に分類されないその他の教養・技能教授業サービス」にまとめられており、生産物分類でも把握できない状況になっている。

そこで、政策的な要請がある場合には、生産物分類を見直す際に分類として立てることを検討した方が、産業分類との全体的なバランスの観点から良いのではないか。

← 生産物分類の方が包括的なまとめ方になっているので、比較的細かく分けている産業分類の方が把握しやすい。加えて、華道などを含む生活文化の重要性が高まっていること、また、第2期文化芸術推進基本計画に向けた議論の中でも、EBPMのためのデータ収集の重要性やこれまでの計画期間では文化の経済規模等のデータが十分に収集できていないことなどが指摘されており、それぞれの産業の実態をより詳細に把握するためにも、残していただきたいと考えている。

← 生産物分類では需要先が分かれることが重要である。「生花・茶道教授業」などの「教養・技能教授

業」のほとんどが家計における需要と考えられるので、それらが勘案されて統合された分類になったのではないと思われる。

- 生産物分類に設定がないのに産業分類で分かれて位置付けられていることに違和感がある。現段階では残しても良いと思うが、特に売り上げのデータを見ると、「その他の教養・技能教授業」が年によっては上位分類の半分以上の売上げの割合を占めており、しかもその内訳が不明である。一方、「生花・茶道教授業」等が1パーセント程度であることには違和感がある。将来的には検討を要するとして、「生け花」や「書道・茶道」などは「伝統文化」という括りとし、生産物分類の体系により分かるようにすることも良いのではないかと。

また、職業分類の統計において「生花・茶道教授業」に携わる先生の数等のデータを把握できると思うので、次の改定時の検討課題として挙げてはどうか。

- 「その他の教養・技能教授業」の割合が結構大きく、例示にパソコン教室なども入っている。世の中の動きとして最近パソコン教室も多くなっているので、その分け方をもう少し考えても良いのではないかと。特に、これからリカレント教育等が考えられていくことを想定すると、今すぐにその項目を立てる必要はないが、分類構成の考え方をもう少し検討する必要があるのではないかと。
- 「生花・茶道教授業」等は、政策的な重要性があるのでその項目を残す選択をしたとしても、将来的には生産物分類での位置付けを含めて記載の必要性を検討する必要があるのではないかと。また、「その他の教養・技能教授業」に含まれている項目を立ててもよいのではないかとという意見もあった。
- 小分類「824 教養・技能教授業」における「生花・茶道教授業」と「そろばん教授業」については、現段階では残すが、将来的には小分類 824 のあり方を検討をしていただきたいという内容を文章に残すことにしたい。

#### (5) 議題5 その他

事務局から、①ISIC 改定の検討状況、②NAICS 及び ISIC における小売業の分類項目の設定状況、③次回検討チームにおける検討事項に関する報告をそれぞれ行った。

次回の検討チームは、令和4年8月5日（金）14：00～16：00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要は、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)